

環境影響評価書案

—京浜急行電鉄本線(平和島駅～六郷土手駅間)及び同空港線
(京急蒲田駅～大鳥居駅間)の連続立体交差化事業—

平成9年9月

東京都

1. 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

名称：京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅間）の連続立体交差化事業

種類：鉄道の改良

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、京浜急行本線平和島駅～六郷土手駅間及び同空港線京急蒲田駅～大鳥居駅間における道路と鉄道を連続立体交差させるため、京浜急行本線平和島駅～六郷土手駅間及び同空港線京急蒲田駅～大鳥居駅間を高架化する事業である。

事業の内容の概略は、以下のとおりである。

表 1.3-1 対象事業の内容の概略

事業区間	本線：大田区大森北六丁目～大田区仲六郷四丁目
	空港線：大田区蒲田四丁目～大田区西糞谷四丁目
事業延長	約6.0km（本線：約4.7km、空港線：約1.3km）
構造形式	鉄筋コンクリートラーメン高架橋構造その他
対象駅	大森町駅・梅屋敷駅・京急蒲田駅・雑色駅・糞谷駅
踏切除去数	28箇所
事業期間	平成12年度(予定)～31年度(予定)
供用開始時期	平成31年度(予定)：分割施工により段階的に供用する

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1.4-1に示すとおりである。

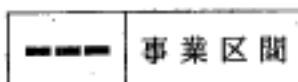
表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1.騒音	<p>工事施工時の建設作業騒音については最大 67～77dB(A)と予測され評価の指標を下回る。工事期間中の仮線時鉄道騒音は仮囲い等を設置するため、昼間 52～66dB(A)、夜間 47～61dB(A)と予測され、おおむね現況値を下回る。工事完了後の鉄道騒音は、昼間52～61dB(A)、夜間46～56dB(A)と予測され、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月 環境庁大気保全局）の大規模改良の指標である現況値を下回る。</p>
2.振動	<p>工事施工時の建設作業振動については最大59～68dBと予測され評価の指標を下回る。工事期間中の仮線時鉄道振動は46～69dBと予測され、鉄道構造物が予測地点側に移動する分、現況値を上回る地点が発生するが、レールの重量化を図るなど、軌道構造の改良により振動の低減に努める。工事完了後の鉄道振動は、42～61dBと予測され現況値以下になると予測される。さらに、事業の実施に当たってはレールの重量化により振動の低減に努める。</p>
3.水質汚濁	<p>仮設橋梁の設置、撤去に伴うH鋼杭の圧入及び引き抜き、締切に伴う鋼矢板の打設及び引き抜きの際に濁りが発生する。しかしながら、H鋼杭の圧入は、河川内を締切ること、鋼矢板の打設、引き抜きは、汚濁防止膜を使用することで濁りの拡がりを極力おさえる。また、呑川の流速は 0.25m/s とそれ程速くないことを考慮すると、濁りの発生は広域に拡がることはない。したがって、水質に与える影響は少ないものとする。</p>
4.日照障害	<p>鉄道構造物によって、計画区間沿線の近傍に日影が発生する。鉄道構造物は「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制対象となるものではないが、この法律及び条例に準拠した場合、計画区間沿線の一部において日影規制時間を超える日影が発生する。日影規制時間を超える区間については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」を参考にし、関係者と協議の上対処する。</p>
5.電波障害	<p>予測結果で述べた地域に、テレビ電波障害が発生すると予測されるが、当該地域にはすでに他の施設による共同受信設備が設置されている。しかしながら予測された地域にテレビ電波障害が発生し、本事業による障害であることが明らかになった場合には、共同受信施設等の電波障害改善対策を実施する。このため、受信障害は解消できるものとする。</p>

予測・評価項目	評価の結論
6. 景観	<p>地域景観の特性と代表地点の眺望は、現在、地上に設置されている各種鉄道施設が高架構造となるため大きく変化するが、駅は現在より近代的な明るい駅舎に変わり、駅と駅の間部は、鉄道施設が整備された連続する統一のとれた景観に生まれ変わるものと考えらる。</p> <p>なお、圧迫感の変化については、計画区間の近傍で鉄道構造物がおおむね全視野を占め、閉鎖感が残ると判断される。しかしながら高架下の空間の確保や、色彩・形状への配慮を施すことにより圧迫感を極力軽減するように努める。</p>
7. 史跡・文化財	<p>本事業の実施に伴い、大田区指定史跡の「梅屋敷と和中散売菜所跡」に影響を及ぼす恐れがある。しかしながら、本事業により改変される史跡の面積は全体のおよそ6%であり、改変される時期は工事の施行中のみで、工事完了後には工事の施行前とほぼ同程度の面積の利用が可能となる。また、工事着手前に関係諸機関と十分協議し、適切な措置を施す。</p> <p>事業区間内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、周知されていない埋蔵文化財等が工事中に発見された場合には、文化財保護法等の規定に基づき、事前に関係諸機関と十分な協議の上適切に対処する。</p>



凡 例



本 線 平和島駅～六郷土手駅間 (約4.7km)
 空港線 京急蒲田駅～大鳥居駅間 (約1.3km)



1:50,000
 0 500 1000 2000m

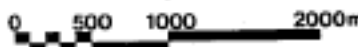


図 2.2-1 事業計画図

